

○可児市障がい者就労支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、障がい者の就労環境が整うまでの経過的な措置として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく就労訓練又は作業指導を行う障がい福祉サービスを利用する障がい者に対し、その障がい福祉サービスに係る利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）を助成することにより、地域社会における障がい者の自立を支え、福祉的な就労の場における就労支援を強化するとともに入所生活から地域生活への移行を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給の決定を受けた者のうち、法第29条第1項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給を受ける者で、次の各号の要件をすべて満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 法第5条第13項に規定する就労移行支援に係る障がい福祉サービス又は法第5条第14項に規定する就労継続支援に係る障がい福祉サービスの給付を受けていること。
- (3) 助成対象者又は当該助成対象者の配偶者が市町村民税を課税されていること。

(申請及び認定等)

第3条 助成を受けようとする者は、可児市障がい者就労支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、提出された交付申請書に基づき助成資格の認定の可否を決定し、申請者に対し、可児市障がい者就労支援事業助成認定通知書（別記様式第2号）又は可児市障がい者就労支援事業助成金交付申請却下通知書（別記様式第3号）により、通知するものとする。

(資格喪失)

第4条 前条第2項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失う。

- (1) 第2条の助成対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

(変更等の届出)

第5条 受給者は、前条各号のいずれかに該当することになったときは、可児市障がい者就労支援事業助成資格喪失届（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 受給者は、交付申請書の内容に変更が生じたときは、直ちに可児市障がい者就労支援事業助成金交付申請事項変更届（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

(助成金の額及び支給方法)

第6条 市長は、受給者に対し、助成金として、利用者負担額を助成する。

- 2 この訓令において助成を行う利用者負担額は、同一の月における法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該同一の月における同項各号列記以外の部分に規定する介護給付費又は訓練等給付費を控除した額とする。
- 3 助成金の助成期間は、助成の申請をした日の属する月から助成すべき事由の消滅した日の属する月までとする。
- 4 助成金は、利用者負担額が支払われた月の翌月に受給者へ償還払いにより支払うものとする。ただし、受給者からの申請により、障がい福祉サービス事業者が代理受領することができるものとする。
- 5 償還払いにより助成を受けようとする受給者は、可児市障がい者就労支援事業助成金請求書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他の不正手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（調査）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、助成対象者に対して受給資格の有無の調査又は当該職員をしてこれらの事項に関する質問をさせることができる。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行し、この訓令の施行の日以後の利用に係る利用者負担額について適用する。

附 則（平成24年訓令甲第18号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令甲第8号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令甲第38号）

- 1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にある申請書その他の書類については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。